
大井町自殺対策計画

安心して相談のできる大井町



平成31年3月

神奈川県足柄上郡大井町

内容

| | |
|-----------------------|---|
| 第1章 計画策定の趣旨等 | 1 |
| 第2章 大井町の自殺をめぐる現状..... | 2 |
| 第3章 自殺対策の基本方針 | 5 |
| 第4章 大井町の自殺対策 | 6 |

第1章 計画策定の趣旨等

計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年以降、14年連続で3万人を超える状態が続いていたため、国は平成18年に「自殺対策基本法」を制定しました。それまで、自殺に関して「個人の問題」と認識されがちでしたが自殺対策基本法では自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労や生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの複数の要因が重なり合い、最終的に自殺以外の選択肢を選ぶしかなかったという状態に陥ったり、社会とのつながりの減少から、生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状況にまで追い込まれてしまう過程とみることができ、自殺は「誰にでも起こりうる危機」として、自殺の要因は社会的要因であると広く認識されるようになりました。

その後、国は平成19年には「自殺総合対策大綱」を策定、平成28年には自殺対策基本法を一部改正し、平成29年には新たな自殺総合対策大綱を閣議決定しました。改正自殺対策基本法第13条第2項において、市町村には国が定める「自殺総合対策大綱」や都道府県の自殺対策計画そして地域の実情を勘案して、自殺対策計画を策定することが義務付けられました。

この度、深刻な悩みを抱える身近な人からのサインに気づき、適切な支援へつなげることができる地域づくりを目指し、国（自殺総合対策推進センター）が本町の自殺実態を分析した「地域自殺実態プロフィール（以下「プロフィール」という。）」を元に「大井町自殺対策計画」を策定しました。本計画の実行を通じて、「身近な人からのサインに気づき、適切な支援につなげ、安心して相談のできる大井町」の実現を目指してまいります。

計画の位置づけ・計画の推進期間

「大井町総合計画」を上位計画とし、本町の関連計画と国・県の関連計画との整合を図ります。

【自殺対策計画全体の目標】

本計画では、国の自殺総合対策大綱（平成29年7月閣議決定）や神奈川県「かながわ自殺対策計画」で示されている目標を踏まえ、

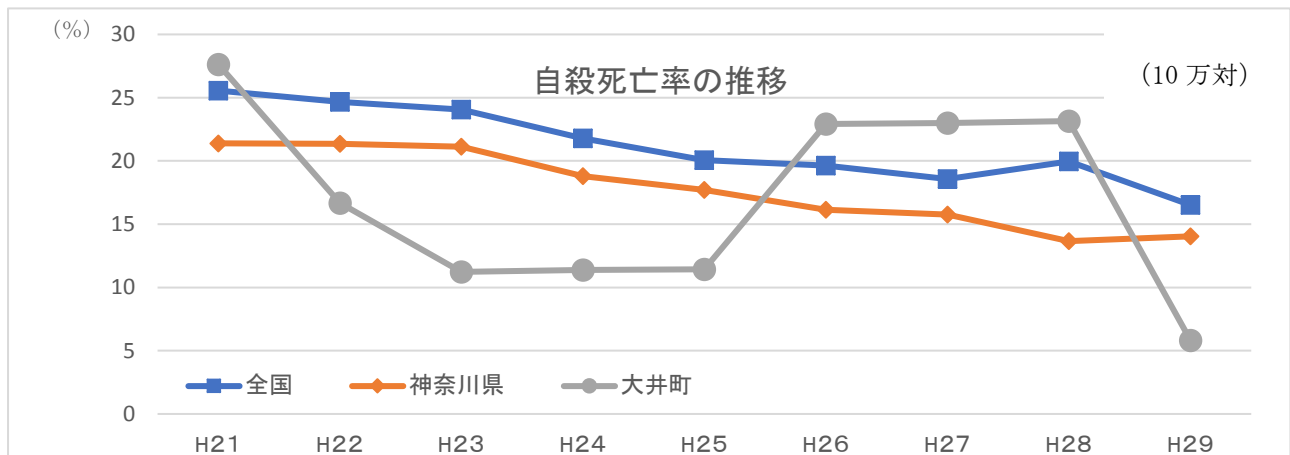
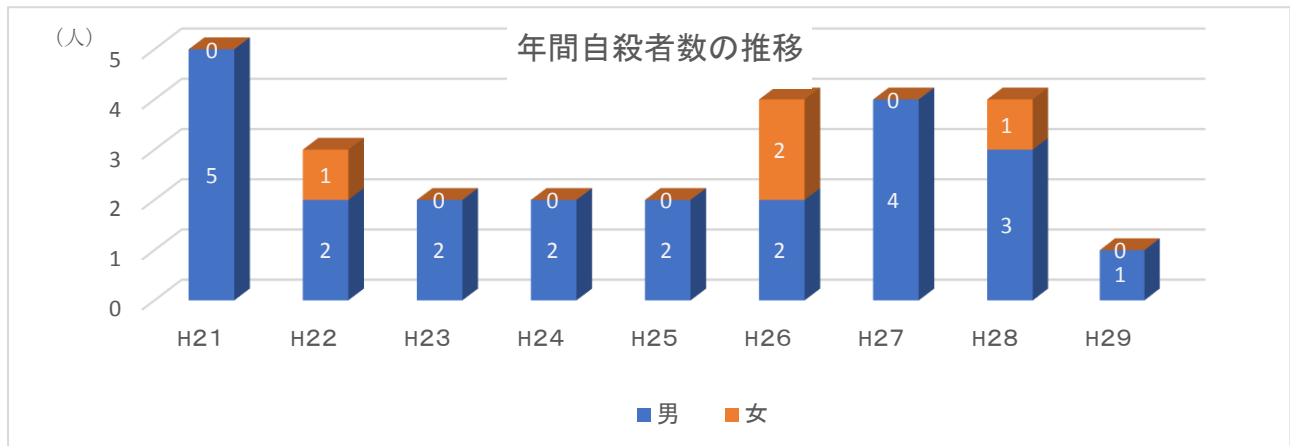
「身近な人からのサインに気づき、適切な支援につなげ、

安心して相談のできる大井町」を目指します。

第2章 大井町の自殺をめぐる現状

年間自殺者数及び自殺死亡率の推移

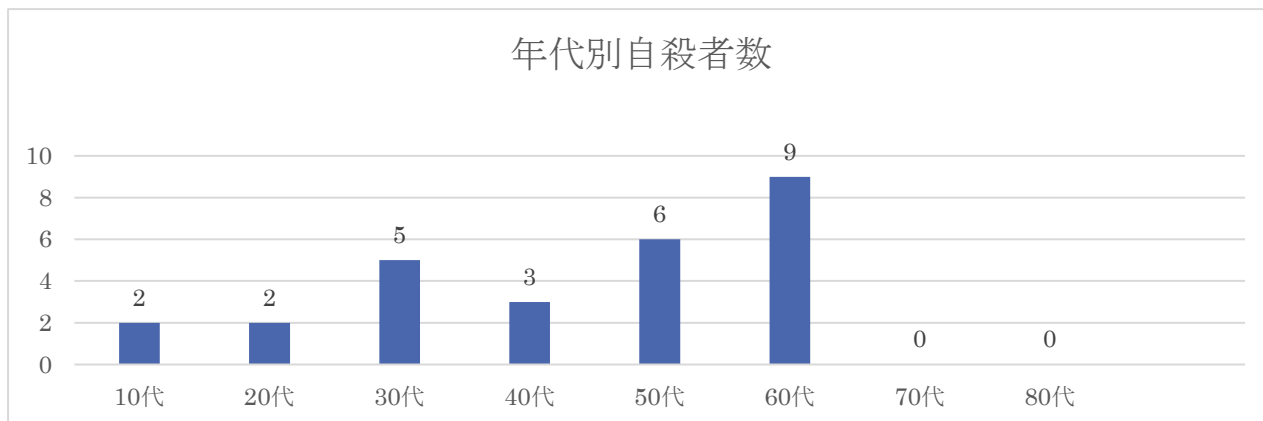
平成21年から平成29年までの間に自殺で亡くなった人の数は、27人（年間平均3人）です。自殺死亡率の9年間の平均は17.0で、神奈川県平均17.7よりも低い値となっています。



| | H 2 1 | H 2 2 | H 2 3 | H 2 4 | H 2 5 | H 2 6 | H 2 7 | H 2 8 | H 2 9 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全国 自殺死亡率 | 25.56 | 24.66 | 24.06 | 21.78 | 20.06 | 19.63 | 18.57 | 19.95 | 16.52 |
| 神奈川県 自殺死亡率 | 21.39 | 21.35 | 21.13 | 18.79 | 17.70 | 16.13 | 15.77 | 13.66 | 14.05 |
| 大井町 自殺死亡率 | 27.64 | 16.64 | 11.22 | 11.37 | 11.43 | 22.93 | 23.00 | 23.15 | 5.82 |

年代別自殺者数

年代別自殺者数の傾向として、平成 21 年から平成 29 年までの 9 年間の累計では、60 歳代が一番多く 9 人、50 歳代 6 人の順になっています。30 歳代以下の若い年齢層でも 9 人となっています。



(出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)

職業別自殺者数

職業別の自殺者数の傾向として、平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間の累計で「被雇用・勤め人」が 7 人、次いで自営業 4 人となっています。無職 2 人、その他 1 人、不詳 1 人となっております。

(出典：小田原保健福祉事務所 足柄上センター管内 自殺者の状況 人口動態調査)

原因・動機別自殺者数

原因・動機別自殺者数の傾向として、平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間の累計で、「不詳」を除くと、「健康問題（身体やこころの病気についての悩み）」が最も多く 7 人、「経済・生活問題」が 3 人、「勤務問題」が 3 人、次いで「家庭問題」の順になっています。なお、自殺に至る原因・動機については直接の原因を特定できないことがあります。また、原因・動機は一つではなく、さまざまな要因が複雑に絡み合っていることが多いと言われています。

(出典：小田原保健福祉事務所 足柄上センター管内 自殺者の状況 警察統計)

特徴

平成25年から平成29年までの5年間における自殺の実態について、自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル」により、町において自殺で亡くなる人の割合が多い属性（性別×年代別×職業の有無別×同居人の有無別）の上位5区分が示されました。また、この属性情報から、町において推奨される重点施策として、「勤務・経営」「子ども・若者」に対する取り組みが挙げられました。

大井町の主な自殺の特徴（自殺日・住居地、H25～29 合計）

| 上位5区分 | | 自殺者数 5年計 | 割合 (%) | 自殺 死亡率* (10万対) | 背景にある主な自殺の危機経路** |
|-------|-----------------|-------------|-----------|----------------------|--|
| 1位 | 男性 40～59歳 有職 同居 | 4 | 26.7 | 40.0 | 配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺 |
| 2位 | 男性 40～59歳 有職 独居 | 3 | 20.0 | 249.5 | 配置転換（昇進/降格含む）→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺 |
| 3位 | 男性 20～39歳 有職 同居 | 3 | 20.0 | 49.2 | 職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺 |
| 4位 | 男性 20～39歳 無職 同居 | 1 | 6.7 | 69.6 | ①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺 |
| 5位 | 女性 60歳以上 有職 同居 | 1 | 6.7 | 68.1 | 介護疲れ+家族間の不和→身体疾患+うつ状態→自殺 |

（出典：自殺総合対策推進センター）

順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としました。

*自殺死亡率の母数（人口）は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しました。

**NPO法人ライフリンクが行った500人以上の自殺で亡くなった方についての実態調査から、自殺は平均すると4つの要因が連鎖して引き起こされており、それらの要因の連鎖のプロセス（「自殺の危機経路という」）は、性、年代、職業等の属性によって特徴が異なることが明らかになりました。（詳細は『自殺実態白書2013』（NPO法人ライフリンク））上記表の「背景となった主な自殺の危機経路」の列には、それぞれのグループが抱え込みやすい要因とその連鎖のうちの主なものが記載されています。

こうした現状把握と課題抽出を前提とし、町民が安心していきいきと暮らすことができる社会の実現を目指し、計画全体の基本理念や基本目標を踏まえた自殺対策計画における施策推進の基本的な考え方は、次のとおりです。

1 関連機関の施策との有機的な連携による総合的な取組を推進する。

さまざまな悩みを抱えた人が何とかたどり着いた相談先で、確実に必要な支援につながるができるよう、さまざまな分野の支援機関が自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、互いに有機的な連携を深めることが重要です。

とくに、自殺対策事業と関連の深い精神科医療、保健、福祉等に関する各種施策との連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な支援を受けられる地域社会づくりを進めていく必要があります。

2 自殺対策における実践的な取組と啓発を両輪で推進する。

効果的な自殺対策を展開するためには、当事者へのさまざまな支援策の提供や支援関係者との連携を図るなどの実践的な取組だけでなく、自殺対策に関する周知・啓発と両輪で推進していくことが重要です。

すべての町民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインを早期に察知し、ケースに応じて適切な対応がとれるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいく必要があります。

とくに、危機に陥った人の心情や背景への理解を進めるなど、自殺に関連する基本的な理解が地域全体ですすむように、積極的に普及啓発を行うことが求められます。

3 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働して取り組む。

自殺対策を通じて「身近な人からのサインに気づき、適切な支援につなげ、安心して相談のできる大井町」を実現するためには、町だけでなく、国や県、他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして何より町民の皆さん一人ひとりと連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。そのためには、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化し、その情報を共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となります。

第4章 大井町の自殺対策

施策の推進の基本的な考え方を実現するために、プロフィールに基づく重点的な取り組みのほか、自殺対策の啓発・周知の強化やゲートキーパーの養成などを行う必要があります。そのため、地域におけるネットワーク体制の強化、自殺対策を支える人材の育成、町民へ自殺に関する正しい知識の啓発や悩みを相談できる窓口へのつなぎ、また、児童生徒に社会において直面する可能性のあるさまざまな困難・ストレスへの対処法を身に付ける教育の実施や「いのちの尊さ」を伝えることで、児童生徒がSOSを出することができる教育についての取り組みを推進します。

【施策1】地域・役場組織内におけるネットワークの強化・生きる支援の強化

自殺対策を推進するうえで基盤となる取り組みです。自殺対策に特化した取り組みの強化だけでなく、他の目的で地域に展開されているネットワークと自殺対策との連携の強化を含みます。庁舎内におけるネットワークの強化や自治会との連携の強化、またすでに行っている取り組みで特定の課題に関する連携・ネットワークの強化・生きる支援の強化を図ります（相談支援・庁内連携）。

| 番号 | 事業名 | 対象 | 事業内容 |
|----|-----------|-----|--|
| 1 | 窓口（総合案内） | 町民等 | 役場来庁者に対する適切な案内、相手に合わせた接遇や傾聴を行う。 |
| 2 | 戸籍等窓口業務 | 町民等 | 町民生活に必要な各種証明書等の確実な発行と、町民等の異動を把握することにより適切な住民サービスを提供する。 |
| 3 | 総合相談事業 | 町民等 | 行政相談委員、人権擁護委員、民生委員による総合相談を実施し、困りごとや人権等に係る相談を受け、アドバイスを行うとともに他の適切な相談機関等につなぐ。 |
| 4 | 自治活動等支援事業 | 町民等 | 自治活動等に対する相談や財政支援等により、自治会との連携や地域の活性化を図り、町民等との協働のまちづくりにつなげる。 |

| | | | |
|----|---------------|-----------------------------|--|
| 5 | 人権啓発事業 | 町民等 | さまざまな人権課題に配慮し、街頭キャンペーンを実施するなど、町民に対する人権啓発を行う。 |
| 6 | 納税相談 | 納税相談者 | 滞納者の分納相談、納税相談による金銭的、生活等の不安の解消を図る。 |
| 7 | 税務課窓口業務 | 町民 | 証明書、申告等に関して来庁者が安心して申請、申告できる接遇をする。 |
| 8 | 母子保健推進員活動 | 町民 | 町の子育て支援の活動を行う推進員の育成指導と推進員同士の交流を支援する。 |
| 9 | 児童相談 | 18歳未満の児童及びその家族、関係者等 | 18歳未満の子どもの養育、家庭に関することなどの相談。児童相談員、臨床心理士、保健師、社会福祉士が対応する。 |
| 10 | 相談支援事業 | 障がい者、障害をお持ちの方の家族等 | 障がいのある方への総合相談窓口・出張相談 障がい者のある方が、必要なサービス等を相談できる相談窓口を設置する。 |
| 11 | 権利擁護事業 | 高齢者 | ホームページや民生委員児童委員などの関係団体や機関へ高齢者虐待防止に関する啓発を行い、本人や虐待者への個別的な対応により、解決を図る。社会福祉協議会や土業と連携し、金銭管理や身上監護の支援を行う。 |
| 12 | 民生委員児童委員活動 | 町民 | 訪問や行事への参加などをおして、見守りや相談支援を行う。関係機関と連携しながら、対象者の課題解決を図る。 |
| 13 | 介護相談員派遣事業 | 高齢者 | 介護保険事業所へ介護相談員を派遣し、相談等を受けた場合は事業所や町へ状況を伝え、改善等を図る。 |
| 14 | 認知症初期集中支援推進事業 | 大井町に住所があり、在宅で過ごしている満40歳以上の方 | ご本人やご家族等からの相談を受け、認知症サポート医・保健師・社会福祉士等の専門職が訪問し、自立した生活をサポートする。認知症が疑われる又は認知症の方で医療サービス、介護サービスを受けていない、または中断している方・医療又は介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している方 |
| 15 | 生活困窮者自立支援事業 | 生活困窮者 | 一次的窓口として、関係機関と連携しながら、問題の解決を図る。 |

【施策2】人材の育成（身近な人からのSOSのサインにきづく人を養成する）

自殺対策の要となるゲートキーパーを様々な機会を通じ養成します。ゲートキーパー研修の充実やゲートキーパー養成講座フォローアップ講座を実施します。

| 番号 | 事業名 | 対象 | 事業内容 |
|----|--------------------------|---------------------|--|
| 1 | ゲートキーパー養成講座 | 町民・職員・民生委員・母子保健推進員等 | 地域の見守りの中心となるゲートキーパーを養成する。様々な団体に対して、養成講座の受講を勧める。 |
| 2 | ゲートキーパー養成講座 フォローアップ講座 | 町民・職員・民生委員・母子保健推進員等 | ゲートキーパー養成講座を受講した方のフォローアップのための講座を実施し、地域の見守り体制を構築する。 |

【施策3】自殺対策の啓発・周知、相談機関の周知（※重点目標）

様々な機会を活用し、自殺リスクの軽減に向けて、相談先の情報の周知に努めます。また自殺対策の啓発・取り組みの周知を図ります。

【※勤労者向け】

様々な機会を活用し、勤務問題による自殺リスクの軽減に向けて、相談先の情報の周知に努めます。また自殺対策の啓発・取り組みの周知を図ります。

| 番号 | 事業名 | 対象 | 事業内容 |
|----|---------|-----|--|
| 1 | 広報・広聴事業 | 町民等 | 広報紙、ホームページ等を通じ町政や町民活動に関する情報を発信するとともに、町民等の提案・意見を聴くことで、町民意欲の醸成を図る。 |
| 2 | 普及啓発事業 | 町民 | 自殺予防普及週間・月間に町広報紙、ホームページに自殺予防に対する内容を掲載する。また町イベントにおいて普及啓発物品を配布し、自殺予防の知識の普及を図る。 |

| | | | |
|---|-------------------|---|---|
| 3 | 心の健康づくり教室 | 小学生・中学生、町民一般 | (町民一般)心の病気や心の健康づくりについて考える教室を行う。 |
| 4 | おおい出前講座 | 原則として町内に在住・在勤。在学されている方。おおむね5人以上のグループに対し実施 | 町政に関する情報等を提供する講座を行う。 講座メニュー：安全・安心、暮らし・環境、まちづくり、健康・福祉、教育・文化・スポーツ、施設見学 |
| 5 | いきいき・おおい・健康ステーション | 20歳以上の町民 | 健康機器で自分の心身の状態を確認し、必要に応じ保健師・栄養士が個別指導を実施する。こころの健康ついでの内容の案内も行う。 |

【施策4】児童生徒への取り組み（※重点目標）

【※子ども・若者】

国の取り組みでもあげられている通り、悩んだ時に相談するという、生きる力を高める取り組みを行います。これからの担う児童生徒に社会において直面する可能性のあるさまざまな困難・ストレスへの対処法を身に付ける教育の実施や「いのちの尊さ」を伝えることで、児童生徒がSOSを出すことができる教育についての取り組みを推進します。

| 番号 | 事業名 | 対象 | 事業内容 |
|----|---------------------|------------------------|---|
| 1 | 教育相談 | 幼・小・中学校保護者 | 不登校や就学等、保護者の抱える幼児・児童・生徒の問題に関する相談を受け、解決を図り、状況により専門機関への相談につなげる。 |
| 2 | 大井スクール カウンセリング | 幼・小・中学校教職員、保護者、及び児童・生徒 | 臨床心理士による教育相談を行い、就学や幼児・児童・生徒指導上の悩み等の解決を図る。 |
| 3 | 幼児・児童・生徒指導 担当者会議 | 幼・小・中学校担当教諭、小・中学校養護教諭 | 幼児・児童・生徒指導の今日的課題である不登校・いじめ・規範意識の醸成等に関する協議や研修を行う。 |

| | | | |
|---|-------------|---|---|
| 4 | 学びづくり研究会 | 幼・小・中学校教職員 | 質の高い授業の創造をとおして、確かな学力の向上を図るとともに、「考え、議論する道徳」を推進し、児童・生徒のよりよく生きようとする道徳観を育成する。 |
| 5 | 適応指導教室運営会議 | 適応指導担当職員及び小・中学校関係職員、子育て健康課関係職員、SC、SSW | 適応指導教室の運営状況及び通級児童・生徒の状況について共通理解を図り、小学校・中学校と適応指導教室との連携を深める。 |
| 6 | 情報モラル教育推進事業 | 上大井小学校・湘光中学校の児童・生徒、保護者及び教職員 (小学校は年度輪番) | 情報モラル教育専門の民間企業と連携し、実態調査や児童・生徒、保護者、教職員に向けた研修会を開催する。 |

【既存事業】 すでに行っている取り組みで生きる支援に係る取り組みをまとめます。

| 番号 | 事業名 | 対象 | 事業内容 |
|----|-------------|---|---|
| 1 | 母子手帳交付 | 妊婦 | 安心して妊娠中や産後の生活ができるよう、妊婦や家族の状況や不安などを聞き取りし、相談窓口や利用できる制度につなげていく。 |
| 2 | エンジョイ！マタニティ | 妊婦とその夫 | 妊婦とその夫同士の交流を図り、新しい命を迎える準備をする教室 |
| 3 | 妊婦健康診査 | 妊婦 | 妊婦の健康管理のために健康診査の補助を行う。 |
| 4 | 妊産婦と新生児訪問 | 妊産婦と新生児 | 妊婦や産婦、新生児を対象として保健師等が訪問し、健康管理と育児の相談を行う。 |
| 5 | 乳幼児健康診査 | 乳幼児（3か月児、10～11か月児、1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児）とその保護者 | 子どもの成長発達の確認、疾病の早期発見とともに、育児不安の解消を図る目的で実施する。 |
| 6 | 赤ちゃん健康相談 | 乳幼児とその保護者 | 専門職による育児相談を行い、育児に関する不安を解消する。 |
| 7 | 予防接種 | 予防接種対象者と保護者 | 適切な時期に予防接種を行うことで病気や感染症の予防を図り、費用の助成を行い経済的な負担の軽減にもつなげる。 |
| 8 | 離乳食講習会 | 離乳期の乳児の保護者 | 調理実習を通じ、離乳時期に合わせた適切な与え方や調理の仕方を学ぶとともに、仲間づくりを支援する。 |
| 9 | 1歳児育児教室 | 1歳児とその保護者 | 1歳児の成長発達について健康教育を行い、専門職による歯磨き指導などを実施し保護者の不安軽減と児の健やかな成長を促す機会とする。 |
| 10 | 親子相談 | 乳幼児とその保護者 | 保護者より、児の発育発達や生活習慣、関わり方などの相談にのり、助言指導と必要なサービスにつなげることで児の成長発達を促す。 |
| 11 | ぞうさんくらぶ | 乳児期の第1子を持つ母親 | 初めての子育てを行う母親たちが参加するリフレッシュと仲間づくりの教室 |

| | | | |
|-----|---------------|--|---|
| 1 2 | 各種健康診査・がん検診 | 職場などで受診する機会のない一定の年齢の町民 | 疾病の早期発見・早期治療を目的として医療機関や保健福祉センターで実施する。 |
| 1 3 | 一般健康相談 | 一般町民 | 保健師・栄養士による心身の健康に関する相談 |
| 1 4 | 生活習慣病予防セミナー | 20歳以上の町民 | 生活習慣病を予防する栄養や運動などの集団指導 |
| 1 5 | 特定保健指導 | 特定保健指導対象者 | 生活や栄養について個別の相談・指導 |
| 1 6 | 減るトレ | 40～75歳の方で特定保健指導対象の方、生活習慣病予備軍の方等 | 健康運動指導士による集団での運動指導 |
| 1 7 | 健活・すいせん隊 | 前年度の特定健診受診者の中から血圧・脂質・血糖値のうちどれか1つでも保健指導判定値、もしくは受診勧奨判定値に当てはまる方 | 初回保健指導は訪問による面接指導。継続保健指導はインターグループワークを実施 |
| 1 8 | 妊産婦歯科健診 | 妊婦と産婦（産後1年以内） | 妊娠中に1回、産後1年以内に1回歯科健診の費用の補助。歯科健診を利用する際のファミリーサポートセンター事業の補助 |
| 1 9 | かんたんクッキングセミナー | 乳幼児期の子どもを持つ母親や妊婦 | 乳幼児期の子どもを持つ母親や妊婦が料理の基礎を学ぶ教室。年2回実施 |
| 2 0 | 減るシークッキングセミナー | 20歳以上の町民 | 生活習慣病予防を基本に、バランスのとれた食事について学ぶ教室 |
| 2 1 | 子育て支援センター | 就学前の子ども、およびその保護者等 | 親子の交流の場「子育てひろば」、子育てアドバイザーへの相談、掲示板等での情報交換など、自由に遊んだり交流できたりできる子育て家庭を支援する施設 |
| 2 2 | ファミリーサポートセンター | 生後3か月から小学校6年生までの子どもを持つ家庭 | 保育園・幼稚園・小学校・学童保育などの開始時間、及び終了後の子どもの預かり、保育施設等への送迎等を地域の支援者（支援会員）が行う事業 |

| | | | |
|----|-----------------------|---------------------------|--|
| 23 | 国民健康保険・後期高齢者医療保険等運営事業 | 町民等（国民健康保険、後期高齢者医療保険加入者等） | 医療費、保険税(料)等に関する相談・傾聴や各種の手続き、滞納者に対する適切な対応を行う。 |
| 24 | 特定健診・特定保健指導 | 町民等（国民健康保険加入者等） | 健診の実施により、生活習慣病の早期発見による医療費の抑制や、健康の維持・増進を図るとともに、グループワークを通じた交流の場を創出する。 |
| 25 | 要介護(支援)認定調査 | 介護保険被保険者 | 介護認定のための調査として、介護認定調査員が自宅等に訪問し、心身の状態や生活状況などの調査を行う。 |
| 26 | 町営住宅管理業務 | 町営住宅居住者 | 生活に困窮している方は、低廉な家賃で入居することにより経済的負担が軽減できる。 |
| 27 | おーい！元気会 | おおむね 60 歳以上の町民 | 外出の機会と交流の場を提供し、自分らしい生活を応援するため、身体づくりに有効な元気体操と毎回異なる様々なプログラム（運動・小物作り・音楽等）を行う。 |
| 28 | 介護予防講座 | おおむね 60 歳以上の町民 | 介護予防のための各種講座を開催する。 |
| 29 | オレンジカフェひだまり | 物忘れが気になる方や、そのご家族、地域の方や専門職 | 気軽に集まり、お茶を飲みながら交流を楽しんだり、くつろいだりする。医療や介護について専門職に相談もできる。 |
| 30 | 認知症家族の会 | 認知症の方を介護されているご家族 | 家族が集まり、日ごろの体験を話しあう場の提供 |
| 31 | 上水道・水道水供給及び料金出納 | 水道使用者 | 安全で安心して飲める美味しい水道水の安定供給と、水道料金の滞納者には、滞納額を増加させないよう、必要に応じて相談を受ける。 |
| 32 | 学びおおいサポート講座 | 原則として町内に在住・在勤。在学されている方 | 学びおおいサポーター登録をいただいた町民の方が講師をする。 |